児　童　虐　待　防　止　対　策

11月は「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」です

【キャンペーン標語】

189（いちはやく） 気づいたあなたに できること

全国的に痛ましい児童虐待事件の発生が後を絶ちません。
児童虐待の発生を予防し、また、早期に発見できるようにするため、児童虐待に高い関心を持ち、虐待から子供を守りましょう。



「児童虐待」って具体的にどんなこと？

身体的虐待

首を絞める、殴る、蹴る、激しく揺さぶる、
熱湯をかける、溺れさせる、タバコの火などを押しつける、逆さ吊りにする、投げ落とす など



性的虐待

児童への淫行、児童ポルノの被写体にする、
性的行為の強要、性器や性交を見せる など

怠慢または拒否（ネグレクト）

乳幼児を家に残したまま外出する、乳幼児を車中に放置したままにする、
適切な食事を与えない、衣類や室内を不衛生な状態にする、児童に登校する意思があっても登校させない など

心理的虐待

言葉による脅し、無視したり拒否的な態度を示す、児童の面前で家族などに対し暴力を振るう、他の兄弟姉妹と著しく差別した扱い など



☆「虐待かなぁ」と思ったら連絡を！

～ 児童相談所全国共通ダイヤル ☎１８９（いちはやく） ～

お近くの児童相談所につながります

■　児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに市町村、福祉事務所、児童相談所等に通告しなければならないこととなっています。

■　警察でも児童虐待に関する相談を受け付けています。
最寄りの警察署へご相談ください。
緊急の場合は110番通報をお願いします。

児童虐待から子供を救うためには、地域社会の一人一人がこの問題に関心を持ち、理解を深めることが大切です。